

福岡市保健福祉審議会 地域保健福祉専門分科会
(平成 23 年度第 2 回)
議事録

1 日 時

平成 23 年 7 月 22 日(金) 午後 2 時～午後 4 時 30 分

2 場 所

福岡ビル 9 階 A ホール

3 出 席 者

別紙のとおり

4 議 事

(1) 開会

(2) 審議

福岡市保健福祉総合計画について

(3) 閉会

5 内 容

(1) 開会

地域保健福祉専門分科会（以下、「分科会」という。）開催に当たり、事務局より、分科会委員 13 名中 11 名が出席で定足数の過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 項の規定に基づき本会議は成立するとの報告があった。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の分科会が原則公開である旨報告があった。

なお、審議に先立ち、事務局より、分科会委員の改選についての報告及び各委員の紹介があった。

(2) 審議

審議に先立ち、事務局より、本日の専門分科会資料として、別紙レジメ、資料 1、資料 2、当日配布の会議資料修正一覧及び意見提出シートについて、不備がないか確認した。確認後、会長の進行により、審議に入った。

会 長：では、これより審議に入る。本日は、福岡市保健福祉総合計画素案について審議を行うが、まずは、別紙レジメに沿って、今後の進め方と本日の審議内容について、事務局より説明されたい。

事務局：(別紙レジメに沿って、今後の進め方、本日の審議内容について説明)

会 長：引き続き資料 1 について、事務局より説明されたい。

事務局：(資料 1 について説明)

会 長：資料１の左半分は、これまで本分科会で審議してきたことである。本日の議題である右半分の各論について、各章ごとに、事務局より概要を説明いただき、委員による審議に入りたい。各論は１３章あるので、全てについて審議ができるよう、委員皆様方のご協力をお願いしたい。

まずは、各論の第１～３章について、事務局より説明されたい。

① 第２部 第１～３章について

事務局：（資料２ 第２部 第１～３章について説明）

委 員：第１～３章の内容はもともとであるが、特に第１章の広報手段がどうあるべきかという場合、市政だよりや各種広報物等、今後はインターネットも活用していきたいということだが、実際に情報が市民に届くのか、疑問を感じる。市政だよりにもたくさんの情報が掲載されており、その中から福祉情報を見つけるのは年配の方にとっては大変なことと思うので、そのような情報について、集約されたものがあつた方がよいのではないか。ただし、市全体に福祉情報の集約されたものを配ればよいということでもなく、相談等も含めて、市が発信する情報を身近な地域への提供するという趣旨では、町内会の位置付けをしっかりとしなければ、地域福祉なり、互助というものはできないのではないか。

また、情報提供や気軽に相談できる体制づくりについて、民生委員だけに過度の負担をかけるのは、今後のあり方としてはいかがなものか。

過去には町世話人制度があり、その活動によって、町内会が情報発信や相談の窓口として機能を果たしてきた。現在の自治協議会のように、平均１万人を超える規模では、地域福祉は進まないと思われるので、町内会が情報発信や情報収集といった福祉的なお手伝いを民生委員とともに進められるよう、情報提供や相談体制においても、自治会や町内会を位置付ける必要があるのではないか。

会 長：この件に関して、委員の皆さんの意見はどうか。

委 員：確かに地域住民にとっては、市の広報物を目にする機会は、少ないと感じる。

ただ、自治協議会がようやく軌道に乗りはじめている段階で、再び町内会という組織を並列して位置付けるとするのは、校区で活動している団体としては、少し気になる。

地域で情報発信する力を持つことは大事だが、公民館等における発信など、市の一般広報物だけでない情報提供の方法にも触れておく必要はあると思う。

委 員：自治協議会の会長をしているが、自分の住んでいる校区では、毎月、町内会長、老人クラブ会長、公民館長等が集まる定例会を実施している。市政だよりは毎月２回各世帯に届くが、地域の住民が、どの程度掲載内容を読んでいるか、よくわからない。最後のページの各区版はよく見られているようだ。地域で回覧をするものの、回覧先の方々がどの程度回覧物に目を通しているかはよくわからない。インターネットについては、高齢者のどのくらいがパソコンを持っていたり、操作できたりするか不明な中、活用には難しいところがあり、広報は回覧板だけに頼っていては効果がないが、かといって、インターネットに頼るのも難しい。

組織が変わっても自治協議会の中に町内会や町内会長は残っているので、町内会を活用するのはよいと思うが、どれだけ周知徹底を図れるかを考えると難しいと感じる。町内では掲示板は住民がよく見ているようだ。情報発信の手段は、色々あるので、もう少し考えてみてもよいのではないかと。

委員：町内会を地域で位置付けるといふ委員のご意見は、情報提供や相談体制を適切に選択できるシステムを構築するという視点では、町内会の存在を無視できないという趣旨なのではないかと受け止めている。私自身は、町内会イコール自治会、その集合体が自治協議会と理解しており、私の住んでいる校区では、まさにそのような組織として活発に活動している。

現在の公民館に期待されている役割は大きく2つあり、1つは、社会教育法に基づく社会教育機関としての役割、もう1つは、福岡市のコミュニティ施策との関連から新たに加わった、コミュニティ形成への支援という役割である。

コミュニティという場合、多くは小学校区や中学校区がイメージされるが、果たして1万人規模で、住民相互のフェイス・トゥ・フェイスの関係や、助け合いのような濃密な人間関係を築けるかと考えると、私は本当のコミュニティの基盤は、町内会と思う。そう考えると、市全体、区、校区、町内というように、段階別に見せることができるとよいのではないかと。

また、そうすることで、コミュニティが果たす役割と保健福祉施策との関係が新たに認識されるのではないかと。

委員：情報発信についての地域の活用という点では、インターネットを使える高齢者がどの程度いるのか疑問である。市政だよりも地域包括支援センターの案内でも活字が多く、配られても高齢者が持ち帰らないことがある。地域の会議等では、地域包括支援センターの連絡先だけが書かれた、電話の前に貼っておけるようなものの方が有効なのではないかという意見もあり、情報発信する場合は、細かな内容を掲載するよりも、実際に情報を受ける側が役立てることができる提供方法が大切と思う。

委員：公民館は、地域福祉のお手伝いをすることはあっても請け負う場ではないのではないかと。これから大事にしなければならないのは、虐待防止や声かけ、見守り、身近な相談ということを行う際に、隣近所や身近な地域コミュニティを活かしていくことではないかと思う。

町内会を市の下部組織に置くということではなく、地域福祉を担う最小単位として、町内会を大事にしてほしいということである。例えば、民生委員や社協と協力して校区で実施していくことはあると思うが、それは、何か課題のあった場合等であって、普段声を掛け合うのは町内会単位だし、そのようなことでコミュニティが培われていくのではないかと。町内会でできないところを、校区や民生委員や社協が一緒になってやっていくということ、まずは明確にしなければならないのではないかと。また、自治協議会で行事等を実施しているが、その練習や参加は各町内会ごとである。特に福祉に関しては、いろいろな活動について、相談やお願いをしていくパートナーとして町内会を大事にしなければ、民生委員がいくらお願いしても町内会は動かないし、民生委員への負担は大きくなり、なり手も

なくなっていく。民生委員と両輪となるパートナーは町内会だと位置付けた上で、地域での協力をお願いしたいということを、市は明確にしてなくてはならないのではないかと。

委員：自治協議会の定例会に、民生委員の代表を入れていただき、町内会の方についても徹底していただいた方がよい。孤立死等について、やはり民生委員だけでは見つけにくい、町内会であれば、ある程度、孤立する人を発見しやすいのではないと思う。

委員：自治協議会の運営や活動については、活発に活動している校区もあれば活動していない校区もあり千差万別なので、どのあたりの活動レベルを想定してこの計画に盛り込むか検討が必要ではないか。自身の校区では、自治協議会に情報が届けば、町内会や老人クラブ、公民館にも情報が伝わり共有されているので、自治協議会とともに町内会も加えてあってもよいが、町内会等の活動には地域差がある。

委員：自治協議会ごとの意識や関わり方の違いはあるが、町内会を位置付けることについては、第1章よりも、以降の第7章や第8章の審議において検討する方がよいと思われる。この第1～3章では、各種広報物等をどのように理解するのかということではないか。併せて、インターネットの活用、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供、とまとめる中に、自治協議会、あるいは町内会を情報の発信手段として、文言を加える必要があるかどうか考えるべきだ。

委員：第2章についてだが、確かに相談窓口はたくさんあり、そこに行けば相談できることはわかるが、高齢社会が進行する中、各相談窓口にたどり着くまでが1つの課題となっているのではないかと。そのような状況では、どこでどのような相談をすればよいということが周知されていないように思うので、「このような問題は、まずここへ連絡する」というものがあると、実際の相談までたどり着けるようになるのではないかと。計画素案には、様々な相談窓口の名前が掲載されているが、今後、施策推進にあたっては、どこでどんな相談を受けてもらえるのかをわかりやすく示す工夫をしてほしい。

委員：各相談窓口にたどり着かない方の中には、深刻な悩みを抱える方もいる。第3章や以降の第7章にも関わることであるが、相談の必要な方を周囲が見つけ、サービスにつなげるということについても検討してほしい。

② 第2部 第4～6章について

事務局：(資料2内の第2部 第4～6章について説明)

委員：第4章の活動拠点について、公民館、老人いこいの家の計画的な改修、整備を進めるということだが、活動拠点として地域集会所を加える必要があるのではないかと。福岡市は、地域集会所の建設や土地取得について、一定の補助金を出していると思うが、土地取得の融資や市有地貸与等を検討してはどうか。

委員：公民館、老人いこいの家等の“等”とは、何を想定しているのか。現在、地域に多く存在するのは福祉施設で、福祉施設というのは地域から支えられているとい

う感覚が強いが、職員は専門的な知識を持った職能団体なので、このような施設が果たす役割もあるのではないか。

事務局：ここでの“等”は、市の施設である老人福祉センターを想定している。

委員：第6章の人材の育成について、新たな担い手を取り込む仕組みとして、NPOやボランティア団体が含まれ、大変よいと思うが、福岡市は大学生が多い都市であり、このような大学生の力を活用することを提案したい。

海外では、大学生が生活困窮者や低所得者の生活相談をボランティアで行っている事例があり、そのような活動が継続されることで福祉の意識が醸成されている。福岡市は大学生が多く暮らす都市であることを活かして、福岡市が何らかの形で活動をバックアップするなど、それぞれの大学で行われているボランティア活動とうまく連携することで、大学生のボランティア活動が活発になり、福祉の意識もますます醸成されるのではないか。

③ 第2部 第7章について

事務局：(資料2 第2部 第7章について説明)

委員：地域の支え合いについて、福岡市は簡単に考えているのではないか。ネットワークの図中に、民生委員、老人クラブ、事業者、ケアマネ等たくさんの主体が挙げられているが、新聞配達やコンビニ等がお手伝いとして関わることはあっても、活動の中心となるのは自治協議会や町内会関係者である。中心的な団体が他の団体と同列に扱ってあるのはいかがかと思う。

また、地域福祉ソーシャルワーカーについても、地域という範囲をどこに置いているのか。民生委員へのお手伝いをするというのは有難いが、地域における保健福祉活動、地域ネットワークの形成、地域福祉ソーシャルワーカーは、分けて記載する必要があるのではないか。民生委員のパートナーとして、自治協議会や町内会の方々が地域で困っている方を見つけて必要なサービスにつなぐというネットワークが大事なことから、その支援体制の構築と、公的なバックアップによる活動の活性化は、大きく項目を分けるべきである。

委員：市全体で考えた場合、どこをベースにして考えていくかという時に、区や校区によって違いもある。リーダーがトップに立って引っ張っていく場合もあれば、色々な主体が話し合いながら活動を進める地域もあると思う。

図中では共助だけをピックアップするのではなく、自助や公助との関わりを持ちながら示されているので、わかりやすいと感じた。

また、地域福祉ソーシャルワーカーについては、役所から派遣されるようであれば地域になじまないと思っていたが、民生委員と町内会長との情報共有ができていのかと言えば、地域によって様々だと思う。そのため、民生委員の相談役として町内会長が入るなど、民生委員の組織について考えてもよいのではないか。

委員：ネットワークの形成図について、共助だけを抜き出して考えるということではなく、共助における地域での支え合いという部分について見直す、具体的には、34ページと35ページの内容は、大きく項目を分けて考える必要があると考えている。

また、何もかも町内会に押し付けるというつもりはなく、自治協議会と町内会はパートナーシップの関係にあると思うので、声かけや見守りなど、町内会で活動できることをお願いするために、福岡市が町内会を支え合いの最少単位、お願いするパートナーとして、きちんと位置付けることが必要であると思う。災害時の名簿についても、隣近所の方がきめ細かな情報を知っている。

会 長：つまり、地域での支援体制の構築という部分と地域での支援体制の強化という部分に章立てを分けてほしいという意見で良いか。

委 員：それで良い。

委 員：ここ何年か計画策定に関わってきたが、第7章の内容については、今回、自助・共助・公助という視点を使っているものの、内容そのものは大きな変わりはなく、この件について進捗状況がわからない。どこまでこの項目については達成され、どう評価し、次にどうしていくかという視点が欠けているように思う。現状をきちんと評価した上で、次に向けた方向性を立ててほしい。特にここは、各論であるから、もう少し現状を評価した上での方向性を、具体的に示してもよいのではないか。

委 員：現状の評価についてやはりきちんと書いておく方がよい。また、地域福祉ソーシャルワーカーのモデル事業についてであるが、本当に必要であると感じている。民生委員の頑張りによって、引きこもりや虐待などの問題についても広くカバーしていただいていると思うが、民生委員や町内会と連携して支えていく体制を福岡市の先進的な取り組みとして行ってほしい。

④ 第2部 第8章について

事務局：(資料2 第2部 第8章について説明)

委 員：災害時要援護者台帳について、対象者のうち何割が登録されているのか。また、校区と覚書を締結して、どの程度、校区に同意者名簿を提供できているのか、数字を教えてほしい。

事務局：災害時要援護者台帳の登録者数は16,421人である。福岡市の65歳以上の高齢者人口は約25万人で、一方、要介護1以上の高齢者は約32,000人である。このうち単身または夫婦のみの世帯は、平成22年度高齢者実態調査によると48.7%である。よって、要介護1以上で、単身または夫婦のみの世帯の高齢者を災害時要援護者とした場合は、対象が15,812人程度となる。現在の要援護者台帳登録者のうち、高齢者世帯の人数は12,656人なので、概ね8割程度の方が登録されていると考えている。

また、地域にどの程度同意者名簿を提供できているかについては、平成23年4月現在、協定締結済みが146校区中84校区で、うち、本人の同意があり地域に提供できている同意者名簿数は7,425人である。ちなみに、覚書締結校区では、76.6%の方に地域への名簿提供に同意をいただいている。

委 員：そのような大事な数値については、ぜひ、提供されたい。また、民生委員の把握している要援護者情報はどの程度地域に提供されているのか。

事務局：民生委員の把握している要援護者情報は16,421人で、地域に出している数は7,425人であり、約45%である。

委員：地域住民による避難支援体制を整備する必要があるが、災害時において、地域はどこも被災しており、自治協議会が指揮命令をとるのは大変なことで、災害時の支援活動は、町内会単位で動く必要があると思うので、平時からの要援護者支援策の中に町内会も含めてほしい。

また、町内で要援護者台帳を作りたいところがあれば、情報収集を支援したらどうか。

委員：町内により情報差はあるが、町内会ではふれあいネットワーク参加者の情報を集めているので、そのような情報のすり合わせ等により、考えてみてもよいのではないかと。

委員：自治協議会がもう少し、福岡市と覚書の締結を進めていただければと思う。

また、自治会に入っていないUR等についても、加入するよう働きかけてほしい。

現状においても地域に同意者名簿を提供できているのは半分以下なので、もう少しやっていかないと、災害時に大変なことになるのではないかと。

また、ふれあいネットワークに参加される方については情報が把握できるし、比較的元気な方が多いので、地域のその他の方々をどう助けていくかが、これからの課題である。孤立死等についても、町内会の方と協力出来れば、もう少し対応できるのではないかと。

会長：さて、本日は、午後4時までの予定であり、終了時刻に近いが、9章以降について審議されていない。そこで提案だが、委員のご都合が許せば、少々時間を延長して9章以降を審議したいが、いかがか。

委員：（異議なし）

⑤ 第2部 第9～10章について

事務局：（資料2 第2部 第9～10章について説明）

委員：国が示している地域包括ケアは、比較的小さな自治体規模のイメージなので、そのまま福岡市に当てはめていくのは難しいと感じていたが、計画素案の福岡型地域包括ケアシステムのイメージであれば、現存の組織を使って地域包括ケアの機能強化を支援するということがよいと思う。なお、40ページの「対象者に合わせた支援」の表について、要介護者のみ必要なサービスとして「医療」が示されている。これは、特に、という意味で表現されていると思うが、元気高齢者にとっても医療は必要なので、ご配慮いただければと思う。

委員：見落としているかもしれないが、第9章または第10章の中で、虐待や引きこもりについて記載していただければと思う。虐待等の家庭での暴力や、引きこもりがあった場合、家庭の中では、なかなか解決が難しいというのが定説で、例えば虐待であれば、家族から引き離すなどの体制が必要となるので、こうした内容が加わればと思う。

また、第8章であるが、全体として災害時に関わることが掲載されているので、タイトルを「災害時における要援護者の支援」としてもよいのではないか。また、第1章、第2章の情報提供や相談体制においても同様だが、外国人は、災害時において情報が届かずハンディを負うことがあるので、外国人も災害時要援護者として考えていただければと思う。

委員：第9章の43ページ（3）生活保護の適正実施について、確かに生活困窮者への支援や生活保護を継続させないための自立支援というものが大事である。一例だが、神奈川県のある市では、就職困難者や生活保護受給者、生活困窮者等に対して、就労支援センターを設置し、無料で利用できると聞いたことがあるが、このように、生活保護に至る前の自立支援の取組みを何か実施するといいと思う。

⑥ 第2部 第11～13章について

事務局：（資料2 第2部 第11～13章について説明）

委員：第11章の（6）疾病対策について、なぜこれらの疾病だけが特出しされているのか理由を教えていただきたい。

また、（7）健康危機管理体制の充実に記載されているように、実際の健康危機発生時には、各区保健福祉センターが中心になることはわかるが、今回の東日本大震災等の状況なども鑑みると、危機発生時にトップマネジメントがきちんと機能するということがポイントと思うので、福岡市が果たす機能についても具体的に記載した方がよいのではないか。

委員：第13章の（2）高齢者や障がいのある人のための住まいの確保について、国の補助制度の活用により、高齢者向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに高齢者の入居を支援するとあるが、これはどのようなことを指すのか教えてほしい。

事務局：現在、住宅都市局にて高齢者のための住宅に関する計画を策定中であり、その中で、この補助制度の活用を含め、福岡市として今後どのように進めていくか検討中である。国の補助制度の詳細に関しては、後日資料にて説明させていただく。

委員：高齢者の住宅を確保すべきというのであれば、最近は新しい住宅を建て替える時代ではないし、支払いがままならない方もいると思うので、福岡市が民間住宅を公募等により借り上げるなどにより、高齢者の住まいに合った住宅を確保する方が有効ではないか。

⑦ その他

事務局：本日の審議の中で、発言出来なかった内容等があれば、本日お配りした意見提出シートに記入の上、ファクシミリ等でご提出いただきたい。開催日程については、現在調整中であるため、追って連絡する。

（3）閉会

【別紙】出席者一覧

1 保健福祉審議会委員

氏 名	専 門 分 野 等
石 田 重 森	学識経験者（社会保障）
岩 城 和 代	学識経験者（法曹界）
大 谷 善 博	学識経験者（公民館）
川 口 浩	市議会議員
櫻 井 千恵美	学識経験者（男女共同参画）
篠 崎 弘 光	学識経験者（自治協議会）
黨 實 雄	社会福祉事業従事者（民生委員）
長 柄 均	学識経験者（医師会）
鳩 野 洋 子	学識経験者（地域看護学）
松 崎 百合子	学識経験者（男女共同参画）
松 田 潤 嗣	社会福祉事業従事者（地域福祉）

2 福岡市保健福祉局

氏 名	役 職
井 崎 進	保健福祉局長
恒 吉 香保子	保健福祉局理事
峯 田 太 史	総務部長
藤 川 保 正	総務課長
福 永 たつ子	計画課長
下 川 祥 二	保健医療部長
平 坂 誠 二	地域医療課長
三 浦 雅 子	健康福祉のまちづくり部長
高 木 三 郎	地域福祉課長
佐 藤 文 子	地域保健課長
辻 野 初 子	地域保健課（歯科・栄養指導担当）課長
榎 本 精 治	高齢者・障がい者部長
矢 野 俊 治	高齢者施策推進課長
和 佐 優	障がい者在宅支援課長
倉 谷 裕 司	生活衛生部長
田 中 衛	食品安全推進課長